

青森県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月 日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第 号

青森県海岸法施行細則の一部を改正する規則

青森県海岸法施行細則（昭和四十二年四月青森県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「当該許可」を「次の各号に掲げる許可の申請等の区分に応じ、当該各号に定める当該許可」に、「地域県民局長」を「事務所の長」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 国、県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域、同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域及びこれらの海岸保全区域に接する一般公共海岸区域のうち法第三十七条の三第二項の規定に基づき協議して定めた区域並びに県の管理する漁港区域内の海岸保全区域、当該漁港区域に接する海岸保全区域のうち法第五条第四項の規定に基づき協議して定めた区域及び当該漁港区域に接する一般公共海岸区域のうち法第三十七条の三第二項の規定に基づき協議して定めた区域に係る許可の申請等 農林水産事務所

- 二 前号に掲げる許可の申請等以外の許可の申請等 県土整備事務所

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。